

令和6年度第1回群馬県手話施策推進協議会 議事録

事務局 障害政策課
児童福祉課
特別支援教育課

1 日時 令和7年2月14日(金) 10時00分から12時00分まで

2 場所 群馬県庁28階 281-B会議室

3 出席者 委員13名、事務局10名

4 会長・副会長選出

- ・会長については、早川委員の再任を承認。
- ・副会長は、会長から指名のあった金澤委員と秋山委員の選出を承認。

5 議事

(1) 手話施策実施計画実施状況について

【資料説明】

(事務局)

資料1-1～1-3に基づき説明

【質疑応答】

(上原委員)

P.19「手話を学ぶ機会の確保」の「手話奉仕員養成研修等の情報収集及び県ホームページ等での周知」が実施の有無△になっているが、各市町村で行われている手話奉仕員養成講座は早いところは4月頃から始まる。その前に市町村広報等に載ると思う。今年度載せるのは難しいと思うが、早めに載せてもらえるとありがたい。

(事務局)

ご指摘のとおり、適時適切に発信しなければならないと考えている。現在、県のホームページには手話奉仕員養成研修についてのページがない。記事を設けて、少なくとも各市町村の手話奉仕員のページへのリンクは今年度中に掲載したい。細かな日程も発信できればと考えるが可能な範囲で対応したい。

(岡田委員)

聾学校でも教員の研修を行っていて、成果が出ているところもあれば、課題もある。聾学校は県内に1校しかなく、職員の異動もあるため、手話ができる職員の割合を向上させるのが難しい。4月に赴任してすぐ授業をしなければならず、そういった点でも困難を抱えている。教員として必要な手話を身につける体系的なプログラムと、そのための時間と予算の確保が重要になってくると考えている。

(事務局(藤生補佐))

各団体と群馬大学と連携を取りながら進めていきたい。

(中野委員)

岡田委員から話があった教員の手話習得は重要な課題である。とはいえ、何も無いところから教員研修用の手話教育カリキュラムを構築して行うのは、指導のうえでも難しいだろう。厚生労働省の手話奉仕員養成カリキュラムを地域の養成講座と同じ位置づけで行うのが導入しやすく、また資

格取得にもつながるのではないか。

(事務局 (藤生補佐))

活用できるものがあれば活用しながら、教員が体系的に継続的に学べる仕組みを作っていきたいと考えている。

(小林委員)

P. 24 の No. 44 コミュニケーションサポーターについて、当初は教育委員会で雇用して聾学校に配置するという構想だったと思うが、予算確保が難しくトーンダウンしてしまった。今年度は寄付金を活用して雇用したということで、雇用されて良かったとは思いますが、来年度予算は間に合わないと思うが、ぜひ寄付金ではなく予算化してほしい。

(事務局 (藤生補佐))

引き続き予算確保に努めたい。

(中野委員)

P. 25 の No. 53 について今年度の状況についてご報告させていただきたい。群馬大学共同教育学部日本手話実践力育成プログラムについて広報していただいたおかげで、県内では6名、うち4名は教員が受講した。このプログラムは今年度の場合、定員に対してベーシックコースは約3倍、アドバンスコースは約3.5倍の出願があり、試験でふるい落とされるので、希望すれば誰もが受講できるわけではない。そのような中で6名の受講があったというのは多いほうだと思う。学校教員はろう学校だけでなく、難聴学級など、教科指導を行ったり、子どもと深いコミュニケーションをとれるようにするために手話が必要だと感じて受講されている。手話は現場で不可欠のスキルであるので、このプログラムがさらに広がるようにPRに力を入れていただきたい。

(事務局 (藤生補佐))

毎年パンフレットをもらい、周知しているところ。引き続き広報に努めたい。

(岡田委員)

職員は自腹で受講しているが、補助金が出るとも聞いた。それも併せて周知してもらえると受講しやすいのでお願いしたい。

(事務局 (藤生補佐))

そうした情報も含めて広報したい。

(2) 令和7年度手話施策実施案予定について

【資料説明】

(事務局)

資料2-1~2-2に基づき説明。

【質疑応答】

(八木委員)

1点目は、P. 27 の1(2)手話を用いた情報発信について、実施状況のP. 20 の13手話通訳等入り広報番組の制作・提供に向けた検討について、実施の有無が△になっている。群馬県として、手話通訳等が入った広報番組の制作についてどう考えているか聞きたい。昔と比較するとトーンダウンしている。手話通訳入りの群テレの番組が終了して何年も経つが、復活を求めて要望している。番組自体は復活したが手話通訳が入っていないので、どのように考えているか聞きたい。

2点目は、P. 21 の18手話通訳派遣について質問したい。昨年4月1日に差別解消法が改正され、

民間企業の合理的配慮が義務化された。ある人が、手話通訳を地元の社会福祉協議会にお願いしたところ、民間企業で義務化になったので、会社でやってもらうようにと言われて派遣断られた事例があったと聞いた。これは全国的に起きているようだ。いくら合理的配慮と言われても、まだ民間企業に十分な理解がなく、実際にはできないとなると、代わりに筆談でということなるが、今まで派遣可能だったものができなくなり、聞こえない人にとっては不利益がある。病院や民間企業でも予算化して自前で手話通訳を雇用するような社会になっていない。県として、差別解消法の趣旨について周知しているとは思いますが、一般企業等への合理的配慮の理解状況がわかれば教えてほしい。

(事務局(粕川係長))

1点目の広報番組については、担当課であるメディアプロモーション課と情報交換・意見交換を行っている。広報番組については、番組が休止して、在り方そのものについて見直しをされていたところ。昔は県政の情報発信が中心だったが、現在放送されているのは旅番組等で、配信の性質や目的が異なってきていると聞いている。現在、結果的に手話通訳が入っていない状況だが、文字情報の導入や字幕機能を最大限活用して配信を行っている。手話が言語であるという前提に立った時に、番組の内容も踏まえた上で、情報保障という観点でどのようなことができるか、県の中で問題意識を持って検討しており、継続ということで△の記載になっている。

2点目の手話通訳派遣について、会社で実施する事業については、一義的に団体が負担して合理的配慮を提供するもの。民間企業への周知は当然に行っていくが、実際に情報保障がされずに困ってしまうのは当事者なので、運営連絡会等を通じて、各市町村の派遣の実態・現状を把握した上で検討していきたい。

(早川会長)

遠隔手話通訳サービスについて、今まではコミプラでやっていたと思うが、実績がゼロである。コミプラにこだわるのではなく、民間企業に依頼してもよいのでは。

夜緊急で入院する際などに遠隔手話通訳サービスが利用できると思う。私も以前、妻が病気で倒れた時、救急車を呼んだ経験があるが、やりとりが非常に大変だった。昼間しか活用できないコミプラにこだわるのではなく、民間企業で検討してもらうのもよいかと思うが、いかがか。

(事務局(粕川係長))

実績がゼロという状況を踏まえて今後の取組を検討していきたい。実現の方法には、様々な選択肢があると考えている。民間企業でも様々な遠隔手話サービスがある。予算にも関わることから、いただいたご意見を踏まえて議論していきたい。

(中野委員)

P.29(3)の研修について申し上げたい。手話の言語スキルは研修を1回や2回行った程度で身につくようなものではない。教育現場や医療、福祉の現場でろう児者と接して手話が必要だ、学びたいと考える方たちが求めているレベルは、「こんにちは」「私の名前は…」ではない。数回の研修実施に予算を使うよりも、専門職として活用できる手話スキルを身につけようとしている人たちに学習費用を助成する仕組みを作ったほうが、より有効なのではないか。例えば、群馬大学の日本手話実践力育成プログラムは、ベーシックコース13万円、アドバンスコース12万円と非常に高額である。厚生労働省の教育訓練給付制度もあるが、給付を受けるにはさまざまな条件がある。これらの条件にあてはまらない場合、群馬県から一部でもかまわないので補助があると、受講しやすくなるのではないか。

(事務局(藤生補佐))

聾学校教員の手話のスキルは必要だと考えている。検討したい。

(3) 遠隔手話通訳等検討会の内容報告について

【事務局から説明】

・資料3に基づき説明。

【質疑】

(中野委員)

災害時など遠隔手話通訳が必ず必要な場面もあるが、群馬県の遠隔手話通訳サービスの利用者が非常に少ない現状をみると、国の電話リレーサービスや民間の遠隔手話通訳業者も存在する中で、どこまで県でやるべきなのか検討する必要があると思う。また、遠隔手話通訳を群馬県として行う場合、通訳者の要件や研修はどうするのかということも考えなければいけない。国の電話リレーサービスでは、新規採用となったオペレータは、厚生労働省が定める 40 時間の養成カリキュラムに基づく研修を受けなければならない。これらの内容は、都道府県の認定登録手話通訳者が資格取得のために学ぶ内容や試験とは異なっている。つまり認定登録手話通訳者というだけでは遠隔手話通訳をこなすのは難しく、ハード面が整ってもソフト面で問題が出てくることが予想される。

例えば、遠隔手話通訳に関わる検討会の報告で、ろう者が画面から見切れてしまって通訳ができなくて困る、という話が出ていたが、自分の経験で言えば、「使い方がわからない」「マナーが周知されていない」というのは、手話通訳者も同じではないかと感じている。Zoom による遠隔手話通訳は自分自身もよく利用するが、手話通訳者に「画面から見切れていて手話が見えない。上半身が入るようにして！」と何度言っても気づかないまま通訳を続けるとか、「Zoom の設定方法はわからない、自分ではできない」と言われ、こちらでパソコンを立ち上げてログインし、通訳しやすいように画面を配置し、「ここに座って通訳をしてください」ということもあった。これらの状況は、ろう者に使い方を教えるだけでなく、手話通訳者も遠隔手話通訳用のカリキュラムや研修を受けないとサービス提供ができないことを示唆していると思う。

(事務局 (粕川係長))

おっしゃるとおり、遠隔手話は専門性のあるコミュニケーション手段である。画面から見切れたときに適切に元に戻させるような、場面をコントロールするスキルが通訳者にも求められる。遠隔手話を担う主体によって、スキルを身につける機会を提供するか、既に専門的な研修を受けた方によるサービスを提供するかで対策が変わる。その辺りを踏まえて検討していきたい。

(八木委員)

遠隔手話通訳について、1 回目の検討会で民間事業者との役割分担について話があった。民間の会社で通訳が必要なおきにも活用できるが、予算化がネックになる。行政の補助が少しでもあると良いと思う。手話通訳可能な派遣の範囲についても話題になった。手話通訳はきこえない人にとって音声言語と同じようにすべての場面で必要である。例えば、ろうあ者がバーで店員と会話する場面も含めて、手話通訳の需要が増えている。プラスヴォイスの QR コードで手話通訳がすぐに出てくるサービスには驚いた。スキルの確保は重要な課題であるが、活用方法もある。民間と行政の役割分担を明確にし、行政としてどこまで民間事業者に支援や補助ができるかが重要である。

ろうあ者の多くはスマホを持っており、LINE 上で会話ができる。スマホの普及は画期的であるが、機械に疎い高齢者も多い。最新の IT 機器の使い方に慣れるための研修会も必要である。

(事務局 (粕川係長))

遠隔手話に関する補助金については検討課題が大きいですが、民間企業が有効に活用できるよう情報発信や支援を行うことは可能であると思う。手話通訳者のリアルな派遣も含めて選択肢として知ってもらい、活用してもらいたい。

手話通訳の可能な範囲についても、バーで手話を使うことの事例が検討会で話題になった。さまざまな主体がいて、さまざまな場面があり、生活の目的や用途がある。すべてを行政の支援で賄うのではなく、民間事業者が提供し、各主体が負担・協力しながら社会を作ることが理想である。そのために行政が負担できる形で整えることが役割である。境界が曖昧な部分の棲み分けが今後の課題である。

スマホを持っている方への研修会や支援も重要である。聴覚障害に限らず、IT 機器の可能性が広がっているので、使えるような支援が必要である。研修会も一つのアイデアであり、コミプラと相談しながら検討していきたい。

(3) その他

【資料説明】

(事務局)

参考資料(資料4、5)の紹介

(中野委員)

お手元にある資料について、日本手話実践力育成プログラムについて改めてご紹介したい。オンライン・オンデマンド形式による遠隔教育で、双方向オンライン授業は平日夜間に実施している。厚生労働省手話奉仕員及び手話通訳者養成カリキュラムの基準を満たしたプログラムだが、実際には、それ以上の高度な手話レベルに到達できる内容となっている。

群馬大学の学生には、これと同じ内容の授業を正課の授業として対面で行っている。今年度1月末に手話通訳士試験の合格発表があったが、群馬県では15名の受験者のうち、合格者は1名であった。この1名は群馬大学の4年生である。もう1名、2年前の卒業生が東京都で合格している。

受講者にとっては、宿題も多く、授業についていくのも大変であっても、自分の高い到達目標をかなえてくれるプログラムであるだけに、社会人の受講希望者が多く集まっている。そして、社会人は、手話奉仕員養成講座や手話通訳者養成講座が昼間に開講されているため、受講できないことも多い。夜ならば受講できる、という人からのニーズも高い。また、手話奉仕員養成講座を修了したがスキル不足で手話通訳者養成講座に進めない、あるいは手話通訳者養成講座を修了したが、手話通訳者全国统一試験に合格できないという人が、もう一度基礎から学び直しをしたい、というニーズもある。

こうした背景があるので、地域の講習会と群馬大学のプログラムが対立するものではないと考えている。地域の講習会を受けられない人や、修了前後の学習をサポートするものとして、本学のプログラムが位置づけられると考えている。

学生の手話・手話通訳教育では、コロナ禍が収束してから、少しずつ地域とのつながりを強化している。毎年、手話通訳を学ぶ学生たちを対象に、群馬県聴覚障害者連盟の早川委員や、群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザの堀米氏に、ろうあ運動や手話通訳派遣に関わる講義をしていただいている。今年度群馬県で開催された第58回ろうあ者体育大会では、22名の学生がボランティアとして参加した。来年度からは4年生が日本手話を活用した実践力を高める授業において、群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザで現場体験実習を行わせていただくことになった。NPO法人きらきらとも実習について協議しているところである。

5 閉会